

|     | 質問項目                                                      | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q1  | どのような団体が宿泊費補助の対象になるか。                                     | 本学公認のゼミナール・研究室、体育会、理科連・体同連、サークル等で、団体として正式な活動として合宿を行う場合が対象です。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Q2  | 補助を受けるためには、必ず毎日コムネットを利用する必要があるか。                          | はい。宿泊費補助の対象となる団体は、明治大学提携旅行会社である株式会社毎日コムネットを通じて合宿を手配することが条件です。個別で予約した宿等に補助をすることはできません。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| Q3  | 合宿の実施期間に制限はあるか。                                           | 原則として、8月1日以降出発～9月20日以前チェックアウト（8/1～9/19宿泊分）が対象です。ただし、清里周辺の指定施設を利用する団体は日程制限がありません（2026年度中に実施してください）。                                                                                                                                                                                                                                          |
| Q4  | 清里周辺施設とはどの施設を指すか。                                         | 大学が指定する清里周辺の宿泊施設に限られます。詳細はホームページをご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| Q5  | どのような場所でも補助の対象になるか。                                       | 補助の対象は毎日コムネットの契約施設に宿泊した場合に限ります。詳細は毎日コムネットにご確認ください。（毎日コムネット作成の「よくある質問」もご確認ください。）                                                                                                                                                                                                                                                             |
| Q6  | 申込みは誰がするべきか。                                              | 申請者の情報を毎日コムネットに提供するため、実際に合宿の取りまとめをされる方（合宿幹事等）が申請してください。申請後は、その方が毎日コムネットへご連絡いただきますようお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                |
| Q7  | 申込み時に聞かれる項目を知りたい。                                         | <p>【宿泊費補助抽選申込、清里周辺施設宿泊費補助申込】</p> <p>団体名称、団体種別、所属学部・研究科※、授業科目名称※、団体責任者氏名（教職員）、宿泊予定月、宿泊予定泊数、宿泊予定人数、注意事項確認</p> <p>（※：ゼミ・研究室のみ回答項目）</p> <p>【セミナーハウス申込】HP「厚生施設申込チェックシート<br/> <a href="https://www.meiji.ac.jp/campus/seminar_house/riyoumouushiko_mi.html">https://www.meiji.ac.jp/campus/seminar_house/riyoumouushiko_mi.html</a>」をご確認ください。</p> |
| Q8  | セミナーハウスの夏季抽選と合宿宿泊費補助の抽選は両方申請できるか。                         | できません。いずれか一つのみ申請可能です。清里周辺施設による合宿宿泊費補助についても、同様です。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| Q9  | セミナーハウス抽選に落選した場合は必ず補助を受けられるか。                             | はい。申込時に落選時補助を希望していれば対象となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Q10 | 1団体で複数の申請はできるか。                                           | できません。1団体につき1件（1名）のみです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| Q11 | 団体の中に複数の部門がある。部門ごとに申請できるか。                                | できません。同一団体内に複数の部門が存在する場合においても、当該団体全体を1団体として取り扱います。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| Q12 | 補助結果通知前に予約しても良いか。                                         | 可能ですが、不採択で合宿を取りやめる場合はキャンセル料が発生する恐れがあります。その場合も大学は費用負担いたしませんので、ご注意ください。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| Q13 | 申請していない学生が参加した場合どうなるか。                                    | その人物が補助を受けなければ参加に問題ははありません。申請の学生以外が補助を受けていた場合は、補助対象外となるほか、返還や次年度以降の申請不可となる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| Q14 | キャンセル料も補助の対象になるか。                                         | キャンセル料は補助の対象になりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| Q15 | 履修条件を満たさないことにより、ゼミ・研究室の授業を履修できない場合に、研究室での合宿の補助の対象にはならないか。 | ゼミ・研究室の授業を履修していない場合は、補助の対象になりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| Q16 | 教職員は対象外ということだが、博士課程後期の助手は補助を受けることができるか。                   | 博士後期課程で授業を履修しており、それがゼミナール・研究室の形式で学部生と合同で行っている場合は補助の対象となります。助手という点では補助の対象にはなりません。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| Q17 | 補助に採択されれば必ず宿泊先は確保できるか。                                    | いいえ。条件により確保できない場合もあります。その場合も代替の補助はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| Q18 | 5月の抽選申込時点で、人数を確定する必要があるか。                                 | 抽選申込時点では、確定人数ではなくとも構いません。ただし、補助が認められた後に対象人数を増やすことはできませんので、参加可能性がある最大の人数で申請することをお勧めします。ただし、必要以上に多い人数でのご申請はお控えください。                                                                                                                                                                                                                           |

|     | 質問項目                         | 回答                                                                                                                |
|-----|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q19 | 合宿の参加メンバーの変更はいつまで可能か。        | 7月に名簿を提出した後は、参加メンバーの追加・入替はできません。キャンセルのみ可能となります。キャンセルの詳細については毎日コムネットにご確認ください。なお、名簿にない学生が参加することは可能ですが、補助の対象にはなりません。 |
| Q20 | 7月に提出する申請書には教職員の押印は必要か。      | はい。担当教員等の押印が必要です。期日に間に合うよう準備してください。                                                                               |
| Q21 | 予想される当選確率や補助団体数、補助の総泊数を知りたい。 | 申し訳ございません。回答できません。                                                                                                |
| Q22 | 問い合わせ先はどこか。                  | 駿河台キャンパス学生支援事務室です。<br>TEL 03-3296-4207<br>e-mail:kousei@mics.meiji.ac.jp                                          |